

尼崎市教育委員会 12月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

平成29年12月25日 午後4時05分～午後6時26分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員 教育長	徳田 耕造
教育長職務代理者	濱田 英世
委員	仲島 正教
委員	磯田 雅司
委員	徳山 育弘

3 出席した事務局職員

教育次長	白畑 優
教育次長	西野 信幸
事務局参与	能島 裕介
管理部長	尾田 勝重
施設担当部長	橋本 謙二
学校運営部長	梅山 耕一郎
学校教育部長	平山 直樹
教育総合センター所長	西川 嘉彦
社会教育部長	牧 直宏
企画管理課長	高木 健司
施設整備担当課長	山口 泰範
学校教育課長	高橋 利浩
生徒指導担当課長	前田 裕司

日程第1 議事録の承認

日程第2 議 事

- (1) 報告第4号 専決処分について（潮小学校校舎増築等工事請負契約について）
- (2) 議案第52号 あまがさきの教育における「基本方針」及び「努力目標」について

日程第3 協議・報告事項

- (1) 平成30年度尼崎市立成良中学校琴城分校生徒募集要項について
- (2) いじめの重大事態について

日程第4 教育長の報告と委員協議

午後4時5分、教育長は開会を宣した。

徳田教育長 本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。

徳田教育長 日程第2「議事」の「報告第4号」は、会議規則第6条の2第1項第2号、すなわち『教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件』

に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。よって、「報告第4号」は、公開しないことと決しました。

徳田教育長 日程第3「協議・報告事項」の「いじめの重大事態について」及び「園田東中学校の事案について」は、個人情報にまで踏み込んで審議することとなりますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。よって、「いじめの重大事態について」及び「園田東中学校の事案について」は、会議規則第6条の2第1項第4号、すなわち『教育長または委員から会議の公開が不相当であるとの発議のあった事件』に該当するため、公開しないことと決しました。

なお、公開しないことと決しました案件については、日程第4の「教育長の報告と委員協議」の後に審議することといたします。

徳田教育長 それでは、これより日程に入ります。日程第1の「議事録の承認」について、報告を求めます。高木企画管理課長。

企画管理課長 11月定例会議事録及び12月臨時会議事録につきましては、先般ご送付いたしておりますとおりでございます。よろしくお願いたします。

徳田教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。
11月定例会議事録及び12月臨時会議事録を、報告のとおり承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。よって議事録は、報告のとおり承認することにいたします。
次に、日程第2の「議事」に移ります。「議案第52号 あまがさきの教育における『基本方針』及び『努力目標』について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。高木企画管理課長。

企画管理課長 議案第52号あまがさきの教育における「基本方針」及び「努力目標」につきまして、ご説明申し上げます。それでは、教育委員会資料28ページをご覧ください。本議案は、あまがさきの教育における「基本方針」及び「努力目標」が、地方教育行政

の組織及び運営に関する法律第25条第2項第1号に規定する、教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に該当することから、その改正にあたり、議決を求めるものでございます。29ページをお願いいたします。まず、1の改正理由でございます。平成18年に教育基本法が全面改正され、教育に関する総合計画として、平成20年から政府が教育振興基本計画を策定しております。その後も、教育再生実行会議や中央教育審議会におきまして、様々な提言や答申が出されるなど、今後の教育政策についての方向性が示されている状況でございます。また、本市におきましては、昨年度、尼崎市自治のまちづくり条例が制定され、今年度、尼崎市総合計画後期まちづくり基本計画が策定され、今後のまちづくりにかかる考え方が示されたところです。あまがさきの教育における「基本方針」及び「努力目標」が、昭和51年の策定当初から大きく変更されていないことから、国及び本市の動向を契機に、その内容を見直すものでございます。次に、2の改正のポイントをご説明申し上げます。よりシンプルで分かりやすいものとするため、説明文を簡潔なものとし、直近の中央教育審議会の答申や昨年度制定された「尼崎市自治のまちづくり条例」などを参考に、文言の置き換えを行いました。併せて、最近では使われなくなった表現を整理するとともに、全体的に柔らかい印象とするため、強制的な言い回しの多用を控えております。1項目飛ばしまして、4の改正時期でございます。本議案の議決を頂くことができましたら、本日12月25日から、改正を適用するものでございます。改正案につきましては、次ページA3資料をご覧ください。A3資料1枚目が基本方針の、2枚目が努力目標の新旧比較表でございます。両資料とも、左側の列が現行のもの、中央の列が改正案、右側の列が修正削除等の理由をお示ししております。表記中、二重下線や下線を引いている箇所が今回手を加えた部分でございます。また、参考といたしまして、次のページから改正後と改正前の「基本方針」及び「努力目標」を付けております。ご清覧頂きますようお願いいたします。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

徳田教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 努力目標の「健やかな体を育てる」は、強い体や、強い心を育てるとふたつのテーマを説明しているのので、タイトルも「健やかな体を育てる」だけではなく、「強い心を育てる」や「健全な精神を育てる」など付け加えた方がいいと思うがどうか。

徳田教育長 事務局や他の委員はどのように考えますか。

企画管理課長 努力目標のタイトルについては主たる文言をタイトルとして挙げていることから、主たる文言は、「健やかな体を育てる」になるので、こちらをタイトルとしています。

仲島委員 タイトルに「強い心を育てる」を入れるとなると、「強い心」とは何かという、説明が非常に難しい。このようなタイトルは、ある程度大きく考えていけないといけないので、タイトルはこれまで通りの方が分かりやすい。

- 濱田委員 全体的に短く簡潔になっているので、いいと思う。
- 仲島委員 他に、努力目標の中で「人づくり」とあるが、「人間づくり」の方が良いのではないかと思ったが読み進めていくうちに、「人づくり」の方が柔らかくてとても良いと思う。
基本方針の中で、国際化がグローバル化と置き換えられているが、その理由について説明してほしい。インターナショナル化との違いも教えてほしい。
- 企画管理課長 国が策定している教育振興基本計画の中で、グローバル化と表現していることからそれに従いました。インターナショナル化との使い分けとしては、詳しく議論はされていません。国際化は直訳するとインターナショナル化となりますが、グローバル化は幅広く世界に羽ばたいていこうという意味合いが込められていると考えましたので、グローバル化と置き換えています。
- 徳田教育長 文部科学省は、インターナショナル化ではなくグローバル化を使っているということではないか。
- 企画管理課長 そのとおりです。
- 磯田委員 基本方針の改正案の文中で「個性を尊重し」としているが、「一人ひとりを尊重し」とした方が適切ではないか。努力目標の中の標題でも「一人ひとりを大切にする」となっており、その文中でも「一人ひとりの個性・能力を大切にし」となっている。「個性を尊重し」とすると、個性だけを尊重するという捉え方になるので、標題としては「一人ひとりを尊重し」とする方が適切ではないか。
- 企画管理課長 現行の「人間尊重」を置き換えており、文中の上の文の「自己を律する主体性や変化に対応できる柔軟性ととも、生涯学び続ける意欲が必要であり、その基盤には」に続くので上の文の意味と繋がりも考えると「一人ひとりを尊重し」よりも「個性を尊重し」の方が適切であると考えました。この部分について、事務局内では深くまで議論には至っておりませんが、人間尊重を、どの言葉に置き換えるのが一番近いかと議論した中で「個性を尊重する」というのが上がりました。
- 仲島委員 昔は個性といえば性格の意味で捉えていたが、今は個性の意味が広がってきているので、今の捉え方で考えると個性が良いと思う。しかし、言葉としては「一人ひとり」の方が柔らかくて良いと思うので、決めかねる。
- 磯田委員 標題ではその後に、「互いに支え合う心豊かなたくましい人づくりをめざす」と続くので、個性を尊重するのか、一人ひとりを尊重するのかは、感覚的なニュアンスに含まれると思う。
- 仲島委員 イメージ的な部分と国語の文章的にどうかと、両方の面から考えていかないといけない。

企画管理課長 尊重という単語から一般的によく用いられる用語としても「個性を尊重する」であることから、「個性を尊重する」を引用しました。

徳田教育長 努力目標では「一人ひとりを大切にし」とあるのに、基本方針では「個性を尊重し」とするのはいかがなものか。事務局内ではあまり議論されていないのか。

企画管理課長 事務局内ではあまり議論されていません。

徳田教育長 提案ですが、次回以降で決定するというのは遅いのか。

企画管理課長 時間的な制約はありませんので、ご意見頂いた後に討議させていただいても支障はありません。

徳田教育長 それではお諮りいたしますが、「議案第52号」の基本方針と努力目標を事務局で十分に討議なされていなかったということなので、再度事務局で検討後に審議するということで異議ございませんか。

徳山委員 もうひとつ質問があるのだが、努力目標の一番下の標題が、「豊かな心を養う」を「豊かな文化を育てる」と変えているが、努力目標の他の項目は子どもに着目している標題が多いが、改正案の「豊かな文化を育てる」は、子どもたちが文化を育てるという解釈で良いのか。「豊かな心を養う」から「豊かな文化を育てる」になぜ変えたのか。

企画管理課長 努力目標のひとつ上の「健やかな体を育てる」の文中で、「強い心を養う」とあることから、心を養うことについては「健やかな体を育てる」の項目に包括されています。現行の「豊かな心を養う」の文中には、地域社会や地域支援を活用するといったことが示されていますので、本来この項目では文化自体のことを取り上げるべきであるという議論がなされました。また、「豊かな文化を育てる」ですが、子どもたちだけではなく地域の方々も含んでの意味になります。

徳山委員 尼崎市の文化をみんなで育てていこうということですか。

企画管理課長 そのとおりです。

徳田教育長 それでは先ほども提案させてもらいましたが、この案件につきましては次回以降、再度審議します。

徳田教育長 次に、日程第3の「協議・報告事項」に移ります。「平成30年度尼崎市立成良中学校琴城分校生徒募集要綱（案）について」を議題とします。説明を求めます。高橋学校教育課長。

学校教育課長 本日は、平成30年度尼崎市立成良中学校琴城分校の生徒募集要項について、ご報

告します。今回の要項には、新たに入学既卒者の内容について入れております。最初に、36ページをご覧ください。資料につきましては、次第に掲載しておりますのでご覧ください。資料1が、「生徒募集についての経緯」で資料2が、「平成30年度の生徒募集要項」になっております。次に37ページをご覧ください。これは、昨年度の2月19日教育委員協議会で報告したものでございます。既卒者を受け入れるようになった経緯をまとめていますので説明をします。大項目1について、これまでの経緯について、時系列でご説明いたします。1をご覧ください。昨年度、平成27年7月30日付、文部科学省からの通知がありました。入学希望既卒者は、「様々な事情からほとんど学校に通えず、実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により中学校を卒業した者のうち、改めて中学校で学び直すことを希望する者」今後、入学希望既卒者と呼びますが、これらの方が琴城分校へ入学を希望した場合、入学を許可することが適当であるとの内容です。2をご覧ください。先ほどの文科省の通知を受けて、市教委として入学既卒者の対応について、平成28年5月11日、事務局で協議し、検討委員会において試験登校の可否を決定することを確認し、入学希望既卒者の試験登校の3つの要件を作成いたしました。3をご覧ください。平成28年12月14日には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が出されました。内容は、「学齢期を経過した者で学校における就学の機会が提供されなかったもののうちその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。」と書かれています。本市におきましても益々、入学希望既卒者の対応につきまして、方向性を決めていく必要があるかと考えました。そこで、4をご覧ください。平成29年1月現在、12件の問い合わせがあり、この中で、4件は実際に会って面談を行いました。3名が試験登校することになりました。最後に5をご覧ください。平成29年2月13日の教育委員協議会において試験登校中の入学希望者の今後対応ということで、3名と入学意思を確認して平成29年度より入学を認めていくことを報告しました。そして、上記のAさんが入学し、BさんとCさんは琴ノ浦高等学校に入学しました。

次に38ページをご覧ください。「平成30年度 尼崎市立成良中学校琴城分校の生徒募集要項について」をご報告いたします。今回は、来年度の平成30年度に向けまして、入学希望既卒者のさらなる受入れに向けて、「生徒募集要項」を変更しましたので、ご報告いたします。この「生徒募集要項」ですが、来年、平成30年1月よりホームページ上で掲載することにしてあります。それでは、お手元の資料を上から順次説明いたします。下線部の所が平成29年度分からの変更点でございます。1は、「主旨」についてです。下線部の「様々な事情からほとんど学校に通えず、実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により中学校を卒業した者のうち、改めて中学校で学び直すことを希望する者」、つまり「入学希望既卒者」を追記させていただきました。2～3の「学校名」「所在地」については、変更はございません。4は、「入学資格」についてです。(2)に「入学希望既卒者」を追記し、(3)に「ただし、入学希望既卒者は、尼崎市に在住する者とする」としてあります。琴城分校は、尼崎市立の中学校でありますので、入学希望既卒者につきましては、まずは尼崎市に在住する方を広く受け入れたいと考えています。5「入学の受付期間」についてです。受付期間を「平成30年1月4日

(木) から3月30日(金)まで」としています。また、「ただし、入学の相談は年間を通じて受け付ける。」としています。入学の機会の提供及び入学までの支援、入学後の就学について、入学希望者への配慮や説明は大切であり、入学の相談は、学校、教育委員会が窓口となって入学の受付期間に関わらず、丁寧に行います。また、個別の事情によっては、編入学も学校及び教育委員会で協議の上、検討していきます。6「入学の受付場所」についてです。入学の相談を含め、学校または教育委員会を窓口としています。次に、39ページをご覧ください。7は、「入学の手続き」についてです。入学の意思をはじめ、入学後も琴城分校の教育課程での学びに励むことができるよう、相談、面談、体験入学等の機会を設けながら、手続きを進めて行きます。8～9の「授業時数」「修業年限」については、変更はございません。10「問い合わせ」についてです。入学の相談を含め、学校、教育委員会を窓口としています。11「琴城分校の地図」については、変更はございません。報告は以上となります。ご質問やご意見など、よろしくお願い致します。

徳田教育長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 以前は尼崎市居住者だけではなく尼崎市在勤者も対象だったと思うが、対象者の範囲を狭くしたのか。

学校教育課長 昨年までの募集要項については義務教育を修了していない者のみの受け入れで、尼崎市在住または尼崎市在勤者としていました。この度、受け入れを拡大する入学希望既卒者においては、尼崎市在住者としております。

仲島委員 教育の機会確保法が去年制定され、文部科学省も夜間中学校で多く受け入れていかなければいけないとしていた。文部科学省は夜間中学校は全都道府県に1校は設置されるのが望ましいとしているが、現時点では8都道府県ほどしかなく、兵庫県については神戸市と尼崎市にあるだけである。神戸市の人と尼崎市の人だけが夜間中学校に通えるというのは、文部科学省の示す方向性と違う。市立だからと費用面で尼崎市の人だけを受け入れるのではなく、他市からの入学があればその市から費用の負担を求めるなどとして、他市からの入学も受け入れていかなければならない。必要であれば、市立ではなく県立に移管する方法もある。せめて入学資格の表記で、原則としての文言を入れる方がいいと思う。

学校教育課長 夜間中学校に通えない人を通えるようにしたいということは、市教委としても思っており、他市の受け入れについてこれまでも県教委に申し入れしてきたところですが、今後も県立化も視野に入れながら引き続き申し入れしていきます。

仲島委員 夜間中学校については以前から曖昧で、曖昧だからこそ上手く運用できていた部分もある。原則としての文言を入れて、もし入学希望者が殺到したときには、その時対応を考えたらいいのではないかと。文部科学省も学習の機会を均等に与えなければならぬと言っているのだから、他市からの希望者も受け入れていかなければいけない。

- 徳山委員 入学希望既卒者を尼崎市に限定するのはどのような経緯があったのか。
- 学校教育課長 未就学者の入学については開校当時の昭和51年に設立され、その時から尼崎市居住または勤務する者となっております。その当時、尼崎市にまだ夜間中学校がなく大阪府の夜間中学校にかなりの人が通っておりましたので、尼崎市に夜間中学校を設立したときには、尼崎市に限定したという歴史的背景があります。琴城分校は本市の中学校であるということで、昼間の学校と同様に設置市に在住するものが対象になるのではないかと考えました。また、夜間中学校に通えない者がいる状況については何とかしたいと思っております。また、他市の受け入れについては、県に申し入れをしながら協議を続けています。
- 磯田委員 琴城分校の規模として受け入れ可能の定員は。
- 学校教育課長 現在は3クラス、43名で、多少は受け入れ出来ますがほぼ定員を満たしています。
- 磯田委員 現状として他市からの入校者はいるのか。
- 学校教育課長 43名中、10名が他市から入校しています。
- 仲島委員 その10名は主にどこから通っているのか。
- 学校教育課長 主に阪神間からです。
- 仲島委員 修業年限3年となっているが、現実として卒業まで5、6年程かかったりもするので、原則3年とする方が良いのではないかと。文部科学省も夜間中学校は校長の裁量で特別の教育課程も編成できるとしており、中学校の教育課程だけでなくその人に応じて小学校の教育課程も履修できるとしているため、修業年限3年は短い。
- 学校教育課長 修業年限については昨年度学校が出している要項と同じですが、個々の事情に応じて原級留置ということで対応しており、最長何年までかについては現在検討中です。
- 仲島委員 夜間中学校に通う人たちにとって中学校を卒業したというのはとても大きい。高齢になってからでも文字が書けたというのもとても嬉しいことで、そういったことを大切にできる尼崎市の教育は素晴らしいと言いたい。
原則として、という文言を入れることで夜間中学校の受け入れに、幅を持たすことが大事である。
- 西野教育次長 琴城分校については、あくまでも尼崎市立の中学校であるので、尼崎市の税金を使って運営しています。他市からの生徒を受け入れるのは、その他市から費用の負担をしてもらえるように制度を整えた後になります。
また、修業年限については、中学校であるので募集要項に記載するのは3年として、

実際は個人の状況に応じて原級留置ということで対応しております。

仲島委員 夜間中学校と昼間の中学校は違うので、配慮しなければいけない。県が動かなくても文部科学省が推進しているので、他市からも受け入れていかなければいけない。

「原則」を入れただけで、あまり反応はないと思うし、反応があれば、それはニーズがあったということで、そこから考え直せばいい。

学校教育課長 他市の受け入れについては、県教委と協議を何度も重ねております。この募集要項についてはこのままでご理解いただきたいと思います。また、修業年限についても、原級留置という対応をしておりますので、3年と記載することもご理解いただきたいと思います。たくさんのご意見をいただきましたので、今後とも検討していきたいと思っております。

磯田委員 夜間中学校は義務教育課程なのか。

学校教育課長 義務教育課程です。

磯田委員 もし他市から受け入れるとすれば、教材費や授業料の負担等について本市に在住かどうかで差があってもしかるべきかと思うが、その辺りはどのように考えているのか。

学校教育課長 本市に在住かどうかで費用負担の差があるべきだとは考えていますが、その辺りについても現在県教委と協議中です。

濱田委員 県教委にはどれくらい申し入れしているのか。

学校教育課長 10月には意見交換会もあり、そこで現状を説明し、県教委は一旦持ち帰るということで協議は進んでおります。県立化も視野に入れて協議を重ねている状況です。

磯田委員 レベルを上げて、教育委員会として申し入れをして、返答をいただくというようにした方が良いのではないかと。

仲島委員 市長レベルで本当は申し入れをしてほしい。

徳田教育長 このような強い意見があったということを踏まえて、原則として、を入れるのかどうかを含めて最終的には事務局内で判断し、今後も県教委に対してこれだけの意見が出ているということをしつかりと伝えるようにしてもらいたい。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。

徳田教育長 次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。高木企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。41ページをお開き願います。教育委員会12月定例会報告事項としまして、総務関係として12月5日から25日まで12月市議会定例会が行われ、その中で12月14日に開催された文教委員会では、琴ノ浦高等学校給食業者選定委員会条例が賛成多数で採択されたものの、中学校弁当について利用率、費用対効果について一定の改善を求められました。学校教育関係では、12月8日に議場コンサートが行われ120名が来られました。社会教育関係では、12月18日「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣の表彰で市長表敬訪問があり、尼崎北小学校、杭瀬小学校の方がお越しになられました。1月主要行事予定としまして、1月15日教育委員会1月臨時会があり、1月22日は閉会中の文教委員会があり、中学校給食のパブリックコメントの報告と、就学援助の前倒し支給、空調設備の経過報告を予定しております。同日、教育委員会1月定例会も予定しております。説明は以上でございます。

徳田教育長 報告内容に質疑はありませんか。

徳山委員 文教委員会で中学校弁当の改善が求められたということだが、どのような内容だったのか。

学校運営部長 弁当事業者の選定委員会条例を議会に上程しておりますが、中学校弁当に多額の費用をかけているものの、利用率が低いので、選定委員会条例を提案するのであれば、この際、中学校弁当について見直したらいいのではないかというご意見をいただきました。

その点については、利用率向上の取組みや、経費削減について今後予定しているということ、本来の目的の利用者に届いているかについてもしっかりと検証していくということで、ご理解を求めまして最終的には賛成多数で可決されました。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。
次に、日程第2「議事」に移ります。ここで、職員の入替えを行います。
また、ここからは非公開といたしますので、傍聴の方はご退席願います。

~~~~~以下 議事の大半は非公開とする~~~~~

徳田教育長 以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。  
これをもちまして、尼崎市教育委員会12月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会12月定例会の議事の全部を終了したので、午後6時26分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会12月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。